

新「教育職員免許制度」についての一考察

渡 辺 寛 勝

文部省は平成元年三月、教育職員免許法の改正について、大学関係者に対する説明会を行うと共に、それに伴い、「教育課程」の認定を行なったが、当身延山短期大学においても、今後、「教育課程」を編成する場合、重要な問題であるので、改正のポイント、課題となる点について、当大学における「教育課程」を含めて少し考えたいと思う。



教員免許状の種類はこれまで一級と二級だったものを、改正後は専修、一種、二種の三つとし、小・中・高校、幼稚園すべてにわたって、大学学部卒でとれる教員免許状は一種、短大卒では二種、大学院あるいは専攻科修了では専修となる。

二種免許状取得者は取得後、十五年以内に県教委の講

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

習会などで単位をとり一種に昇格することが奨励される。昇格のための取得すべき単位数は初め四十五単位で教員としての実務年限を積むのに応じて軽減され十単位まで減るが、十五年たっても一種への昇格を果たさなかったら、また元の四十五単位へ戻る。これまで短大卒で二級免許をとっていた人は実務経験十五年で一級（フリーパスで昇格していた十五年ゼロ単位制）が、この制度は廃止される。

教員就職をめざして大学の教職課程を履修する学生は「教職に関する専門科目」と「教科に関する専門科目」という二つの科目群を、教育職員免許法の規定に従って定められた科目数、単位数だけ履修しなければならないが、教育職員免許法の改正に伴って、履修単位数がかなりふやされた。

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

なお法改正によって、これまで教職課程の認定を受けていた大学も、もう一度申請して、再認定してもらわなければならない。

再認定の申請書は平成元年九月三十日までに（資料1）の要領に従って提出しなければならないとされた。

この要領は今回の再認定が一斉大量に行われるためであって、正規の教職課程認定申請と比べると、ずっと簡素化されている。しかしこれは今回だけの措置であって、それ以後の申請や、教職課程が開設されていなかったところへ新規に開設しようとする申請の場合は、これまでと同じ要領で申請書を提出しなければならない。提出期限は平成元年度の場合、大学学部や短大は十月三十一日、大学院や専攻科は十一月三十日とされた。

その場合の申請書は再認定の場合に比べてずっと煩雑になる。

課程認定に当たっては教員や施設設備、学科等が適格であるかどうかの審査が行われるが、例えば大学教員に県教委の指導主事や退職校長にも適格者として道を開くような、新しい審査のメドとなるものが、「課程認定審査の確認事項」として出された。このうち今回新しく追加した事項は（資料2）の通り。開設時七十歳以上の者

は専任教員として認められないが、この確認事項によって今回に限り年齢は不問。

教職課程の必要教員数については「大学において教員養成の課程を置く場合の審査内規」に基準が示されている。認定を受けようとする学科等の入学定員に応じて（資料3）の基準が定められ、四百人定員までは二人の専任教員が必要となる。改正前には「必要専任教員数」ではなく「必要教員数」とされ備考で「うち二人専任」という記述であり、一見したところでは改正前と後で趣旨が変わりはないようにみえるが、短大などでは二人の専任が死亡したり辞任したあと補充せず非常勤教員を充当しているところもあるため、この規定で支障をきたす例もある。

それに対しては便法も設けられている。正規の審査では業績審査がきびしいが、再認定に当っては業績を問い直すことをしないでパスさせる。

また専任教員のうち一人は教員原理、一人は心理学の担当者でなければならなかったものを、今回は教育方法、教育行政などの担当者を充てることもできるようになった。

また施設設備についての審査も再認定の際には申請書

が簡素化された一環として省略され、改めて施設設備の審査を受けなくてもよいとされた。

【資料1】

様式A

〇〇(短期)大学の免許状授与の所要資格を得させるための再課程認定申請書(正規の課程、大学院の課程、大学の専攻科の課程、聴講生の課程)

このたび教育職員免許法第五条第一項別表第一備考第五号及び同法施行規則第二十条の規定により免許状授与の所要資格を得させるための課程の再認定を受けたく別紙書類を添えて申請します。

平成元年 月 日

文部大臣殿

申請者名 ㊦

【資料2】

課程認定審査の確認事項

新「教育職員免許制度」についての一考察(渡辺)

昭和五十三年九月九日
課程認定特別委員会

1 専任教員関係

(1) (3) 略

(4) 教職担当教員の教員審査に当たっては、単に論文や著書の有無によることなく、当該専攻分野に関連する職務上の業績、当該専攻分野に関連する職務経験の期間、当該専攻分野に関連する資格等を考慮するものとする。

(平成元年三月九日 特別委確認)

2 施設設備関係 略

3 学科等関係 略

4 改正後の教育職員免許法施行規則(昭和二十九年十月省令第二十六号)第二十一条の規定により認定を受けようとする課程がこの省令の施行の際現に改正前の教育職員免許法施行規則第二十条の規定により文部大臣の認定を受けている課程である場合には、教員組織の審査に当たって審査基準の3の(4)及び確認事項1の(1)は適用しないものとし、また、この場合、当分の間、特別の事情のあるときは、審査基準1の(2)及び審査内規のAの(1)は適用しないことができるものとし、

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

審査内規のAの3の(2)の①のイの表の養護学校教員養成の学科等に係る必要専任教員数及び審査内規列表の適用については、平成六年度まではなお従前の例によることができるものとする。

（平成元年三月九日 特別委確認）

【資料3】

教職に関する専門教育科目

課程認定を受けようとする学科等または当該大学のいずれかの学科等（この場合において、大学が二か所以上に分かれている場合は、団地ごとにいずれかの学科等）について、次の表に定めるところにより必要な教員を置かなければならない。

備考

1 必要専任教員数のうち、原則として、一人以上は「教育の本質及び目標に関する科目」及び「教育に係る社会的、制度的または経営的な事項に関する科目」について、また、一人以上は「幼児、児童または生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目」について専任教員を置くこと。

2 必要専任教員数のうち、一人以上は「教育の本質及び目標に関する科目」、「幼児、児童または生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」、「教育に係る社会的、制度的または経営的な事項に関する科目」または「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）」に関する科目」を担任する教授でなければならないこと。



教育職員免許法改正の大きな柱の一つに、履修単位的大幅な増加があげられる。

例えば中高校の「教職に関する科目」では十四単位から十九―十七単位へ増加、また中高校の「教科に関する科目」では、これまで理科、社会のような広教科（甲）が四十単位、国語、英語、数学のような狭教科（乙）が三十二単位とされていたが、法改正後はどの教科も一律に甲の四十単位に足並みをそろえさせられたため、乙の場合には八単位の増加となる。これは学生にとっては負担増となるが、教職課程をおく大学にとっては、増加した履修単位のためにどんな科目を開講すればよいかという問題となって早急に対処を迫られている。ところが法改正後の教科の呼び方が改正前と比べてかなり変わってし

まったので、元の科目がどれに当たるのかはつきりしないといった事情もあって、大学側の困惑が強かった。

(表1)は改正後の「教職に関する科目」名と単位数だが、改正前は例えば中学校一級の「教育原理」は三単位、「教育心理学」も三単位というふうになっていた。改正後はそういうハッキリした科目名に替わって、第二欄には「教育の本質および目標に関する科目」、「幼児・児童・または生徒の心身の発達および学習の過程に関する科目」、「教育に係る社会的、制度的または経営的な事項に関する科目」、「教育の方法および技術(情報機器および教材の活用を含む)に関する科目」の四領域で中学校一種では八単位をとらなければならないとしている。

この四領域には改正前の「教育原理」、「教育心理学」、「教育社会学」(または「教育行政」、「教育経営」)、「コンピュータ」(または「視聴覚教育」)のようなものを置けというわけである。

この四領域で八単位とする単純に割れば一科目二単位ずつとなる。これまで大学では教育原理や教育心理学はどちらも通年の四単位科目としていたところが多いが、改正後のやり方だと半期の二単位科目になってしまう恐

新「教育職員免許制度」についての一考察(渡辺)

れもある一として、大学側から反発が出ていた。

そこで教育原理は「教育の本質」と「教育の社会的、制度的事項」の両方にふたまたかける教科として合わせて四単位とすることが可能かどうかという疑問が出された。これに対し文部省側は「それはよかるう」と答えたが、同じやり方で教育心理学にもふたまたかけさせて四単位とし、合計二科目で八単位では、結局昔のままでも何ら変化がないとして「それはまずい」と指導が行われることになろう。

文部省は教免法施行規則等の改正通達の中で留意事項として「第二欄の教職科目は一部の科目に偏ることなく、できる限り均等に授業科目を設定し修得できるように配慮すること。なお二以上の教職科目の内容を包括する授業科目を設定し修得させることも可能であること」「大学は自校の授業科目と第二欄の教職科目との対応について、免許状授与権者(教育委員会)に対して文書で示すこと」と記されている。これはふたまたかける科目は少し認めるが、あまりやりすぎると、教委からクレームがつく可能性を示している。

教職科目についてはこれまでの十四単位から十九単位へと五単位ふえたがふえた中身は第三欄の「特別活動に

関する科目（クラブ活動の指導など）」が二単位、第五欄の「生徒指導に関する科目」二単位がいずれも新設、第六欄の教育実習はこれまでの二単位から三単位へと一単位ふえた。

これらの中身を点検してみると、特別活動も生徒指導もこれまで大学教員の中にあまり専門家がない。そこで「専門家は退職校長や教育委員会の指導主事がいるからどうぞ大学教員に採用してください」ということになる。大学教員採用基準は論文などの研究実績がこれまで重視され、研究実績のない人は文部省でふるい落とされたが、これからは研究実績のない退職校長や指導主事にも道が開かれる。そのために課程認定特別委員会が平成元年三月九日付で確認した「課程認定審査の確認事項」で「教職担当教員の教員審査に当たっては単に論文や著書の有無によることなく、当該専攻分野に関連する職務上の業績、職務経験期間、資格等を考慮するものとする」と設けられてある。こういう人たちの採用を文部省では「現場との融和を高めるため」に推奨している。

中学校免許状の教育実習は従来の二単位から三単位へと一単位増になったが、これは事前事後指導に充てることにしている。しかし将来的にはボランティア活動など

にも教育実習の単位を与えることを予定しているといわれる。次に「教科に関する科目」は甲乙の区別なく全科目を甲への足並み統一でまとめた。したがって旧来の乙教科だったものを中心に履修単増加や新科目の開設が目立っている。

中学校をみると、国語では書道が単位増、理科は物理、化学、生物、地学の実験にすべて「コンピュータ活用を含む」との記述が加えられた。

数学では測量がなくなってコンピュータが入ってきて全体に単位増となった。技術には情報基礎を新設。英語はこれまでの「英会話及び英作文」を「英語コミュニケーション」に替えて単位増としたほか「比較文化」を新設した。

このように大学での教職課程履修は専門性を高めるために単位をふやすことを義務づけながら、一方では社会人や退職校長の登用のように採用基準を緩和する方向も打ち出され、二つの流れが必ずしも整合性があるとはいにくい面も出ている。

[表1]

〈改正後〉

新「教育職員免許制度」についての一考察(渡辺)

幼稚園教諭	高等学校教諭	中学校教諭		小学校教諭		免許状の種類	教職に関する専門 教育科目	第一欄
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状			第二欄
二種免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	第二欄
六	十二	十二	八(五)	八(五)	六(五)	八(五)	八(五)	第二欄
			四(三)	四(三)	六(三)	六(三)	六(三)	第三欄
二	一八	一八						第四欄
								第五欄
五	五	五	三(一)	三(一)	三(一)	三(一)	三(一)	第六欄

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

（改正後）

〔表2〕（抜粋）

免許教科	国語	社会	英語	宗教
教科に関する専門教育科目	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 比較文化（外国事情を含む）	宗教学 宗教学史 「教理学、哲学」
最低修得単位数	計 八又は六 八又は六 四又は二 二〇四	計 二〇四二二六六	計 二〇二六六六	計 八又は六 八又は六 六又は四 二〇

◇

今回の改正は、初任者研修制度の導入、実施と、教師の力量形成にかかる全体的な枠組みを養成、採用・研修

それぞれの段階のところで、政策側が構造的にとらえているということ、教職課程の弾力化とか多様性とか、広く社会に開くということを、特別免許状などという

のは臨教審の意見を取り入れて、雇用者、任免権者が適当な人物であると認めたら、すぐ試験して、免許状を出すと同時に採用となる。それとクラブ活動の指導者に関しては免許状なしに任免権者の承認を得て採用することができるという非常勤講師制度、特別課程といって大学を出た後一年間で教師の免許が取れるような「一年課程」というのを大学が置くことができる。

課程認定とは、文部大臣が十分と認めた大学や短大でだけ免許状取得のコースを開設できるということで、開放制の本質に従えば大学が独自にカリキュラムを開発して必要と見なされる科目を開設し、その科目を履修した学生に免許状取得要件としての単位を認定するというのが建前であるが、それに対して、文部大臣が認可するという手続きが加わり、一回目の修正が開放制について行われたことになる。

教職専門科目には、従来からの科目でいうと教育原理・教育心理・教育社会学・教育政策・教育方法・情報機器などがあるが、一方教育課程に関する科目として、教科と道徳と特別活動、即ち、学習指導要領の三領域に相当するものが配当されている。高校の場合道徳教育はない。その次に生徒指導に関するもの。それに特別活動。

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

さらに教育実習をクリアしなければならない。

教育実習については二単位でよかったものを三単位に増やしてその中で事前、事後指導を充実させる。

教育職員免許法改正に先立つ教養審の答申では、科目名を明確にするのではなくて、一般的な目的を明らかにして大学で教職課程の教育内容についていろいろ自発的に組み立てられるようにする。



教育職員免許法の改正が、平成二年四月一日から施行され、これまでの一級、二級が一種、二種と改められ、さらに大学院卒に相当する専修免許状が新設された。これにともない大学、短期大学での教職課程の修得単位数の増加や科目にも変化がみられたほか、これまでの教育課程も再度、平成元年九月三十日までに課程を受けなければならなかった。そこで当短期大学の「教育課程」について関係することを上げて見たいと思う。

資料1、身延短期大学学則（抜粋）

第一章 総則

第一条 本学は教育基本法及び学校教育法の定める処に従い立正安国の精神に則り健全なる

新「教育職員免許制度」についての一考察(渡辺)

社会人として必要な専門教育を施し、学術の理論及び応用を教授し時代に即応し得る人材を養成することを目的とする。

第五章 教育課程及び履修方法等

第十八条

授業科目を分けて、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、及び専門教育科目とする。

第六章 卒業等

第二十九条

本学を卒業するためには、学生は三年以上在学し、別表第一に定めるところにより九十三単位以上を取得しなければならぬ。

第三十一条

本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

宗教学科 中学校教諭二種普通免許状(宗教・社会)

教・社会) 日蓮宗僧階(大講師)

二

中学校教諭二種普通免許状(宗教・社会)を取得しようとする者は別表一に定めるところにより五六単位以上を取得しなければならない。

履修方法

〔二〕一般教育科目とその履修について

一) 人文科学

単位 相当学年

哲学Ⅰ 二 (集中講義)

哲学Ⅱ 二

文学Ⅰ 二 (前期)

文学Ⅱ 二 (後期)

歴史学 四

仏教学 四

十六単位より八単位以上履修すること。

ただし、哲学Ⅰ、Ⅱ、文学Ⅰ、Ⅱは一組の単位となる

二) 社会科学

社会学 四

法学 二

経済学 二

政治学 二 (後期)

十単位より八単位以上履修すること。

三) 自然科学

数学 四 一
 物理学 四 二
 生物学 四 一
 化学 四 一
 十二単位より、八単位以上履修すること。
 〔二〕専門科目とその履修について
 必修科目

	単位	相当学年
実践仏教学	二	三
法華経講義	四	二
卒業論文	四	三
選択必修Ⅰ		
祖書学Ⅰ	四	一 十二単位中八単位選択
祖書学Ⅱ	四	二
祖書学Ⅲ	四	三
選択必修Ⅱ		
宗学概論	四	二 十二単位中八単位
宗学基礎演習	四	一
宗史演習	四	二
選択必修Ⅲ		
天台学Ⅰ	四	一 十六単位中十二単位

新「教育職員免許制度」についての一考察(渡辺)

天台学Ⅱ	四	二
仏教学ⅠA	二	二 (前期)
I B	二	二
仏教学Ⅱ	四	三
選択必修Ⅳ		
印度仏教史	四	一 十二単位中八単位
支那仏教史	四	二
日本仏教史	四	三

選択必修Ⅴ
 宗教哲学 四 三
 宗教学 四 二
 梵語Ⅰ 一 一
 梵語Ⅱ 一 二
 専門科目Ⅰ～Ⅳ必須四十六単位を履修し残りの教科に選択必修Ⅴを加えた八教科(二十六単位)中十二単位を選択する。合計五十八単位以上履修する。

〔三〕外国語科目	単位	相当学年
英語Ⅰ	二	一
英語Ⅱ	二	二
英語Ⅲ	二	三

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

仏教英語Ⅰ 一 一
 仏教英語Ⅱ 一 二
 八単位より七単位以上を履修する。

〔四〕体育科目

単位 相当学年
 講義 二 三
 実技 二 二

柔道

体育実技Ⅰ

一 二

以上必修とする。

〔五〕教育職員免許状に関する科目とその履修について

一) 免許状の種類

中学校教諭二種普通免許状（社会・宗教）

二) 基礎資格

本学卒業資格

三) 免許状取得に必要な履修科目

ア) 教職専門科目

教育原理	単位	相当学年
教育心理	三	一
	三	三

青年心理 三
 社会科教育法（歴史） 三
 〃（地理） 三
 宗教科教育法 三
 教育実習 三
 道徳教育の研究 二
 特別活動の研究 一
 教育史（前期） 二
 生活指導・教育相談 一
 教育方法論 一
 教科専門科目 一

イ) 教科専門科目

日本史	四	一
外国史	四	一
哲学概論	四	二
倫理学	四	三
法学概論	二	二
社会学	四	三
地理学	六	三

但し、教育実習を受けようとするものは、実習を受ける学年までに「教育原理」を取得していなければ、教育実習はできない。

〔法要出仕〕

毎月十三日の御聖日（読誦会・御廟参）とその他法難会等の本山法要出仕を指す。出席日数をもって認定する。各学年必修とする。

又法要出仕の服装は第一正装とする。

第一正装とは、居士衣・五条・ハカマ姿をいう。

女子は学校の指示にしたがう。

資料2、再課程申請及び認定

身延山短期大学の免許状授与の所要資格を得させるための再課程認定申請書（正規の課程、及び聴講生の課程）

このたび教育職員免許法第五条第一項別表第一備考第五号及び同法施行規則第二十条の規定により免許状授与の所要資格を得させるための課程の再認定を受けたく別紙書類を添えて申請します。

平成元年九月三十日

申請者名 学校法人身延山短期大学学園

理事長 望月 一 靖

文部大臣 石橋 一 弥 殿

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

文教教第四十号

学校法人 身延山短期大学学園

教育職員免許法（昭和二十四年法律第一四七号）別表第一備考第五号に規定する免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として下記のとおり認定する。

平成二年三月二十六日

文部大臣 保利 耕 輔

記

一、大学、課程の名称、免許状の種類及び免許教科

身延山短期大学	大学名	学部名	等学名科	免許状の種類	免許教科
			宗教科	中学校教諭二種免許状 中学校教諭二種免許状	社会 宗教

二、適用時期 平成二年四月一日

文教教第四十号

平成二年三月二十六日

学校法人

身延山短期大学学園理事長殿

新「教育職員免許制度」についての一考察（渡辺）

文部省教育助成局長

倉地克次

教員の免許状授与の所要資格を得させる

ための課程の認定について（通知）

標記のことについて、別紙のとおり認定されましたので
通知します。

今後下記の事項に留意のうえ、遺漏のないようお願いま
す。

記

一 法改正の趣旨を踏まえ、教育課程、教員組織等につ
いて、その水準の維持向上に努めること。特に、一般
的包括的授業科目の充実、退職教員の後補充等につい
ては留意すること。

二 申請に係る教育課程等について、変更しようとする
際は、あらかじめ協議すること。

三 学則又はこれに準ずる規定において、学科等ごとに
取得できる免許状の種類を明記すること。

四 新たに学科等を設置等し、教員の免許状授与の所要
資格を得させようとする場合には改めて申請を行うこ
と。

資料3、(新)学習指導要領による

身延山高等学校教育課程(案)

学		公民	地歴	理史	国語				教科	
数学Ⅱ	数学Ⅰ	現代社会	地理B	世界史B	古典講読	古典Ⅰ	現代語	国語Ⅱ	国語Ⅰ	科目
三	四	四	四	四	二	三	二	四	四	標準 単位
	四	四	四						四	学年別 編成
三				四				四		
				四	二	三	二			
三	四	四	四	四	二	三	二	四	四	実施 単位

新「教育職員免許制度」についての一考察(渡辺)

教		家庭	芸術			保体	健育	外国語				理科		数	
日蓮聖人伝	宗義大意	生活一般	書道Ⅱ	書道Ⅰ	音楽Ⅰ	保健	体育	グライディング	ライオンA	コミュニケーション	英語Ⅱ	英語Ⅰ	地学ⅠA	総合理科	数学Ⅲ
一	一	四	一	二	二	二	一〇	三	二		四	四	二	四	三
一		二		一	二	一	三					四		二	
		二		一		一	三	一	一	二				二	
	一		一				四	二	一	二			二		三
一	一	四	一	二	二	二	一〇	三	二	四	四	四	二	四	三

以上述べたように、新「教育職員免許制度」について課題の概要に少しふれてみたが、当身延山短期大学においても、これらのことを充分考慮に入れながら、これらの「教育課程」の編成に取り組む必要があると思われる。

合計	宗								
	クラブ活動	H・R活動	法要式	仏教大意	釈尊伝	天台学	法華経大意	祖書概説	祖書講読
九八	三	三	三	一	一	一	一	一	一
三六	一	一	一						一
三〇	一	一	一	一	一	一			
三二	一	一	一				一	一	
九八	三	三	三	一	一	一	一	一	一